

＜小項目ごとの実績＞

1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

小項目 No. 1 組織運営の機動性向上

【中期計画】

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図り開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点については、設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。

具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。
- 既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

【年度計画】

- ア。「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、国際協力銀行（円借款関連部分）との統合も視野に入れつつ、現地ODAタスクフォースにより積極的に参加する。
- イ。在外主導體制の定着を図るため、独立行政法人化後の諸改革の進捗状況をモニタリングし、具体的方策を講じる。
- ウ。既存の各システムを有効活用し、各部における予算執行の予測性向上のための取組を予算見直し時期を中心に強化するとともに、必要に応じ横断的調整を一層強化する。

エ. EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。

オ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

【当年度における取組】

平成19年度は、現地ODAタスクフォースを中心として、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法を機能的に組み合わせた事業展開計画（ローリングプラン）が検討され、機構もその活動に積極的に参画した。在外主導の定着については、前期の取組及びその総括を踏まえ、本部及び在外事務所の役割分担を明確にするとともに、在外事務所への技術支援を強化し、本部と在外が協働で案件の質の確保を図った。

海外拠点について、いわゆるODA卒業国であるハンガリー及びポーランドの2拠点を20年1月末までに閉鎖した。また、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に際して、両機関が事務所を設置している19カ国の事務所を一本化するための準備を行った。

国内機関の19年度利用実績は、イベント・セミナー等を積極的に実施したこともあり、着実に増加した。さらに、独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、広尾センターを含め、国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者調査を20年3月に着手した。

1. 在外強化の取組の促進

（1）現地におけるODA実施のための連携

現地ODAタスクフォース（大使館、国際協力銀行、機構の在外事務所等で構成）は、20年3月末現在で76カ国（19年3月末時点73カ国）に設置されており、うち約70%の国で平均月1回以上会合を開催している。また、約90%の国では政策協議等相手国政府との協議を実施している。

「ODA中期政策」に掲げられている現地ODAタスクフォース機能のうち、19年度は「開発ニーズ等の分析」、「援助政策の立案・検討」、「援助対象候補案件の形成・選定」に関する活動が活発に行われた。現地ODAタスクフォースによる開発課題別の情報収集が行われ、これらを踏まえてカンボジア、ベトナム、タジキスタン、ボリビア等においては、国別援助計画を含む中期的な事業計画の検討が行われた。

また、19年度から「事業展開計画」（ローリングプラン）を、外務省が作成した国別案件形成・審査指針を基に、現地ODAタスクフォースが中心となって作成した。特に、20年10月の新JICA発足を控え、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法を有機的に組み合わせた事業展開計画の策定に向けた検討を行った。

現地ODAタスクフォースにおいて、機構は、開発に関する専門的な知見に基づき、開発ニーズの分析において中心的な役割を担うとともに、現場からの情報、事業運営等に係る教訓を、援助方針及び計画の策定に関する議論に反映させた。また、事業展開計画の策定、案件形成及び要望調査のとりまとめを行い、現地ODAタスクフォースの活動を積極的に進めた。

（２）在外主導体制の定着

在外主導体制の定着を図るため、18年度にとりまとめた「改革の総仕上げに向けた具体的方策」の実行に取り組んだ。組織運営・制度面ではまず、①組織規程及び会計規程の改正による在外事務所、地域部及び課題部の役割分担の明確化（在外事務所は事業の形成及び実施を主導、地域部は方針策定・意思決定・予算管理等を通じて国別事業の全体を管理、課題部は在外事務所との協働を通じて事業の質を確保）、②文書決裁基準の改正による意思決定プロセスの改善（事業事前評価表及びプロジェクト実施計画書に係る決裁を地域部による実施決定と課題部による質の確保の2つのラインに整理）を行った結果、特に技術協力の実施段階における本部と在外事務所の役割分担が組織的に定着しつつある。また、③課題部内のマネジメント強化として、各課題部に部内外の横断的な調整を行う管理グループ長を新たに配置するとともに、④在外事務所に対する技術支援機能（事業の質の確保を目的に、プログラム・案件設計、中間・終了時評価等に関し、在外事務所等の求めに応じ、必要な技術支援を行う枠組み）を強化し、本部と在外事務所が協働で案件の質の確保を図った。今後は、統合後の業務フローを念頭に置きつつ、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法を一体的に運用したより質の高い事業の実施を目指し、本部、在外事務所のそれぞれの強みを生かした機動的かつ柔軟な役割分担に発展させていくよう、国際協力銀行とも協議を進めている。

【在外事務所に対する技術支援の事例（在外強化の取組の効果：開発途上国のニーズや政策への機動的な対応）】

〈バングラデシュ事務所への技術支援〉

バングラデシュ国における技術協力プロジェクト「小規模養鶏技術普及計画」は、小規模農家向けの養鶏技術をより貧困層に普及し、農家の生計向上を図ることを目標として、平成18年12月に開始した。

本プロジェクト開始後、19年3月に高病原性鳥インフルエンザがバングラデシュにおいて初めて確認され、その後、被害が拡大したことから、本プロジェクトのカウンターパート機関であるバングラデシュ畜産試験所から鳥インフルエンザ支援への要請を受けた。この要請を受け、バングラデシュ事務所では、既存の養鶏農家に対する研修等、現場での飼養・衛生管理を中心としたプロジェクト内容の見直し案を作成した。

本部（農村開発部）では、バングラデシュ事務所から技術支援の要請を受けて見直し案を検討し、鳥インフルエンザを含めた伝染病疾病の予防としてバイオセキュリティ技術（農場への病気の侵入を防ぎ、鶏を安全に飼育する技術）の普及につながるプロジェクトとすべく技術的な観点からアドバイスを行った。また、関係府省（農林水産省）と協議の上、専門家の

追加派遣等必要な支援体制を整えた。

2. 予算の執行管理機能の強化

第1期中期目標期間の業務実績にかかる暫定評価において、次期に向けた課題として「技術協力が外交のツールとして機動的に活用されるよう、予算執行状況につき外務省と密に情報共有すべきである」との指摘がなされたことを踏まえ、政策上の要請に的確かつ機動的に対応するための機構における情報管理及び外務省との情報共有を推進した。具体的には、19年6月、19年10月及び20年1月に、①業務経費の執行率、②地域配分の推移、③技術協力プロジェクト、開発調査、青年海外協力隊事業、課題別研修、無償資金協力基本設計調査の新規・継続案件数及び新規案件のうちの着手済件数について、企画・調整部が一元的にとりまとめて外務省と共有し、その後の予算執行に向けて意見交換を行った。その上で、関係各部（企画・調整部、地域部、課題部、国内事業部、青年海外協力隊事務局及び無償資金協力部）間の連絡会を開催し、機構内での情報共有を図り、外交政策上の重要案件の早期着手や、追加案件採択手続きの促進に努めた。一例として、19年8月のペルー沖太平洋岸での地震発生を受けて、ペルーにおける災害復興支援のための開発調査（緊急開発調査）を19年度中に実施するなど、機動的な対応を行った。

3. 海外・国内拠点の配置適正化

（1）海外拠点の配置適正化に向けた取組

いわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点として、ハンガリー及びポーランドの2拠点は、平成4年度に設置され、青年海外協力隊事業及び研修事業を中心とした事業を実施してきたが、19年度の協力隊派遣終了に伴い、20年1月末に閉鎖した。ルーマニア及びブルガリアについても、主要事業終了のタイミングをみて20年度中に廃止する方向で準備を進めた。

また、駐在員の配置について、財務省予算執行調査等も踏まえ、一層のコスト削減、効率的な事業の実施に向け、支援のあり方の観点から検討を行い、20年度中に、広域管理も含めた運営体制の見直しを実行することとした。

国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に際して、1つの国に両機関が事務所を設置している19カ国の海外事務所を一本化するため、準備を進めた。

（小項目No. 4「改正機構法の施行に向けた準備」参照）

（2）国内拠点の配置適正化に向けた取組

国内機関の果たすべき機能及び役割について、国内機関長会議（19年6月）及びブロック別会議（19年11月、12月）において現場の知見、経験に基づいた検討を行い、日本国内で研修を実施する意義を再確認するとともに、地域社会への裨益効果を客観的に把握するための調査に着手した。

各機関の利用状況に関しては、事業の質やコスト面にも留意しつつ、研修員及び一般利用者の宿泊の促進や市民参加協力事業の積極的な実施など、入館率の向上及び利用者数の増加に向けた

計画を各国内機関が策定し、着実に実行した。例えば、JICA横浜では20年5月に開催される第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の関連イベントを各種実施したほか、JICA兵庫では、19年4月に「国際防災研修センター」を兵庫県と共同で設立したことを受けて、「世界の防災展」等の市民参加型のセミナーを多数実施した。

その結果、19年度の入館率（全体）は、66.2%（18年度実績は63.1%）となり、前年度比で3.1ポイント増加した。また、19年度の利用者数（全体）は、406,663人（18年度実績362,196人）となり、前年度比12.3%増となった。

国内機関別の各種実績は別紙のとおりであり、機構内の「業績評価委員会」（小項目No. 31参照）において、外部検討委員（有識者に委嘱）を交えて検証を行った。さらに、20年3月に、「独立行政法人整理合理化計画」も踏まえ、広尾センターを含め国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者調査に着手したところ。（第三者調査の結果が出た時点で改めて業績評価委員会による検証を行う。）

機関名：札幌国際センター
所掌地域：北海道（道東除く）

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	101人	1,007,733千円	
	課題別研修	263人		
	長期研修	8人		
	青年研修	152人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	145,267千円	
		支援型		
		地域提案型		
	市民参加型協力支援	出前講座		148件
		施設訪問		30件
		開発教育指導者研修		295人
		教師海外研修		10人
		市民参加協力		49件
		共催事業		24件
		日系研修		21人
	ボランティア派遣前研修	0人		
	ボランティア募集説明会参加者数	978人		
	在外スタディツアー**	7件		
	利用者数	11,424人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	187,069千円
	うち人件費*	143,950千円
	職員数	11人
	入館率**	73.8% (62.3%) ***

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は18年度実績

機関名：帯広国際センター
所掌地域：北海道東部

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	26人	780,643千円	
	課題別研修	188人		
	長期研修	0人		
	青年研修	66人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	87,824千円	
		支援型		
		地域提案型		
	市民参加型協力支援	出前講座		99件
		施設訪問		39件
		開発教育指導者研修		93人
		教師海外研修		3人
		市民参加協力		3件
		共催事業		10件
		日系研修		0人
	ボランティア派遣前研修	0人		
	ボランティア募集説明会参加者数	255人		
	在外スタディツアー**	1件		
	利用者数	10,142人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	95,636千円
	うち人件費*	78,518千円
	職員数	6人
	入館率**	79.6% (74.0%) ***

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は18年度実績

機関名：筑波国際センター

所掌地域：茨城

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	367人	技術 関係 協力 プロ ジェ クト	2,252,283千円	
	課題別研修	621人			
	長期研修	6人			
	青年研修	19人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	48,318千円
		支援型	0件		
		地域提案型	2件		
	市民参加型協力支援	出前講座	68件		
		施設訪問	36件		
		開発教育指導者研修	60人		
		教師海外研修	5人		
		市民参加協力	8件		
		共催事業	14件		
		日系研修	11人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	388人			
	在外スタディツアー**	1件			
	利用者数	20,444人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）

** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	624,095千円
	うち人件費*	266,013千円
	職員数	22人
	入館率**	78.3% (72.0%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	2,640円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** ()内は18年度実績

機関名：東京国際センター

所掌地域：栃木、群馬、千葉、東京、新潟、山梨（市民参加協力事業を除く）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	1,637人	技術 関係 協力 プロ ジェ クト	4,371,421千円	
	課題別研修	1,663人			
	長期研修	139人			
	青年研修	0人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	30,786千円
		支援型	0件		
		地域提案型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	0件		
		施設訪問	0件		
		開発教育指導者研修	0人		
		教師海外研修	0人		
		市民参加協力	0件		
		共催事業	0件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	0人			
	在外スタディツアー**	0件			
	利用者数	38,026人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）

** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	869,430千円
	うち人件費*	410,600千円
	職員数	35人
	入館率**	67.0% (68.1%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	2,292円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** ()内は18年度実績

機関名：横浜国際センター

所掌地域：神奈川

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	127人	878,598千円		
	課題別研修	306人			
	長期研修	12人			
	青年研修	28人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	756,767千円	
		支援型	2件		
		地域提案型	2件		
	市民参加型協力支援	出前講座	92件		国民参加協力関係費
		施設訪問	109件		
		開発教育指導者研修	155人		
		教師海外研修	7人		
		市民参加協力	19件		
		共催事業	12件		
		日系研修	70人		
	ボランティア派遣前研修	58人			
	ボランティア募集説明会参加者数	1,164人			
	在外スタディツアー**	6件			
	利用者数	56,685人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）

** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
		491,817千円
	うち人件費*	211,525千円
	職員数	17人
	入館率**	71.7% (70.6%) ***
一泊当たりの滞在コスト	3,641円	

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** ()内は18年度実績

機関名：中部国際センター

所掌地域：岐阜、愛知、三重、静岡

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	175人	996,383千円		
	課題別研修	274人			
	長期研修	24人			
	青年研修	91人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	4件	国民参加協力関係費	
		支援型	4件		
		地域提案型	6件		
	市民参加型協力支援	出前講座	212件		186,106千円
		施設訪問	39件		
		開発教育指導者研修	1,302人		
		教師海外研修	16人		
		市民参加協力	42件		
		共催事業	34件		
		日系研修	1人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	2,414人			
	在外スタディツアー**	13件			
	利用者数	7,379人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）

** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
		304,931千円
	うち人件費*	149,741千円
	職員数	12人
入館率**	57.0% (57.3%) ***	
一泊当たりの滞在コスト	3,779円	

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** ()内は18年度実績

機関名：大阪国際センター

所掌地域：滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	312人	1,682,505千円		
	課題別研修	529人			
	長期研修	22人			
	青年研修	155人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	4件	179,856千円	
		支援型	3件		
		地域提案型	3件		
	市民参加型協力支援	出前講座	181件		国民参加協力関係費
		施設訪問	72件		
		開発教育指導者研修	741人		
		教師海外研修	16人		
		市民参加協力	16件		
		共催事業	165件		
		日系研修	11人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	2,233人			
	在外スタディツアー**	19件			
	利用者数	38,291人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	491,150千円
	うち人件費*	176,550千円
	職員数	16人
	入館率**	53.3% (57.9%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	2,994円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** () 内は18年度実績

機関名：兵庫国際センター

所掌地域：兵庫

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	86人	718,008千円		
	課題別研修	288人			
	長期研修	0人			
	青年研修	76人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	2件	145,035千円	
		支援型	1件		
		地域提案型	7件		
	市民参加型協力支援	出前講座	107件		国民参加協力関係費
		施設訪問	59件		
		開発教育指導者研修	321人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	36件		
		共催事業	21件		
		日系研修	1人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	619人			
	在外スタディツアー**	3件			
	利用者数	37,294人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	328,672千円
	うち人件費*	106,833千円
	職員数	9人
	入館率**	62.2% (62.6%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	4,959円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** () 内は18年度実績

機関名：中国国際センター

所掌地域：鳥取、島根、岡山、広島、山口

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	102人	670,071千円		
	課題別研修	157人			
	長期研修	4人			
	青年研修	71人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	4件	181,262千円	
		支援型	2件		
		地域提案型	4件		
	市民参加型協力支援	出前講座	204件		国民参加協力関係費
		施設訪問	26件		
		開発教育指導者研修	539人		
		教師海外研修	12人		
		市民参加協力	6件		
		共催事業	8件		
	日系研修	3人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	918人			
	在外スタディツアー**	10件			
	利用者数	13,438人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

機関名：九州国際センター

所掌地域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	276人	1,636,279千円		
	課題別研修	448人			
	長期研修	17人			
	青年研修	155人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	2件	193,946千円	
		支援型	4件		
		地域提案型	11件		
	市民参加型協力支援	出前講座	170件		国民参加協力関係費
		施設訪問	21件		
		開発教育指導者研修	213人		
		教師海外研修	11人		
		市民参加協力	44件		
		共催事業	44件		
	日系研修	8人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	1,633人			
	在外スタディツアー**	11件			
	利用者数	3,936人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	143,950千円
	職員数	11人
	入館率**	63.7% (70.7%) ***

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** () 内は18年度実績

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	155,531千円
	職員数	13人
	入館率**	65.8% (57.8%) ***
一泊当たりの滞在コスト	3,239円	

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** () 内は18年度実績

機関名：沖縄国際センター

所掌地域：沖縄

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	24人	関係術協力プロジェクト	1,584,263千円	
	課題別研修	328人			
	長期研修	7人			
	青年研修	35人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	国民参加協力関係費	75,121千円
		支援型	0件		
		地域提案型	1件		
	市民参加型協力支援	出前講座	97件		
		施設訪問	45件		
		開発教育指導者研修	778人		
		教師海外研修	9人		
		市民参加協力	7件		
		共催事業	8件		
		日系研修	5人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	302人			
	在外スタディツアー**	1件			
	利用者数	10,240人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	403,694千円
	うち人件費*	155,531千円
	職員数	13人
	入館率**	69.7% (66.5%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	2,418円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** ()内は18年度実績

機関名：東北支部

所掌地域：青森、岩手、宮城、秋田、山形

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	38人	関係術協力プロジェクト	256,812千円	
	課題別研修	35人			
	長期研修	2人			
	青年研修	101人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	2件	国民参加協力関係費	132,445千円
		支援型	1件		
		地域提案型	8件		
	市民参加型協力支援	出前講座	204件		
		施設訪問	13件		
		開発教育指導者研修	109人		
		教師海外研修	11人		
		市民参加協力	29件		
		共催事業	30件		
		日系研修	1人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	678人			
	在外スタディツアー**	6件			
	利用者数	1,099人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	129,183千円
	うち人件費*	91,605千円
	職員数	7人

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：北陸支部

所掌地域：富山、石川、福井

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	42人	165,530千円		
	課題別研修	18人			
	長期研修	0人			
	青年研修	94人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	95,544千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	3件		
	市民参加型協力支援	出前講座	169件		国民参加協力関係費
		施設訪問	7件		
		開発教育指導者研修	206人		
		教師海外研修	9人		
		市民参加協力	10件		
		共催事業	22件		
		日系研修	7人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	259人			
	在外スタディツアー**	10件			
	利用者数	1,457人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	97,129千円
	うち人件費*	65,432千円
	職員数	5人

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：四国支部

所掌地域：徳島、香川、愛媛、高知

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	12人	264,483千円		
	課題別研修	61人			
	長期研修	21人			
	青年研修	99人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	3件	98,243千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	4件		
	市民参加型協力支援	出前講座	94件		国民参加協力関係費
		施設訪問	2件		
		開発教育指導者研修	528人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	26件		
		共催事業	26件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	408人			
	在外スタディツアー**	6件			
	利用者数	148人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	90,065千円
	うち人件費*	65,432千円
	職員数	5人

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：二本松青年海外協力隊訓練所

所掌地域：福島

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	15人	技術協力プロジェクト	218,383千円	
	課題別研修	42人			
	長期研修	0人			
	青年研修	43人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	262,291千円
		支援型	1件		
		地域提案型	1件		
	市民参加型協力支援	出前講座	57件		
		施設訪問	144件		
		開発教育指導者研修	0人		
		教師海外研修	5人		
		市民参加協力	4件		
		共催事業	21件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	649人			
	ボランティア募集説明会参加者数	294人			
	在外スタディツアー**	3件			
	利用者数	4,434人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）

** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	198,081千円
	うち人件費*	91,605千円
	職員数	7人

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

所掌地域：長野

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	0人	技術協力プロジェクト	23,572千円	
	課題別研修	0人			
	長期研修	0人			
	青年研修	33人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	250,003千円
		支援型	0件		
		地域提案型	1件		
	市民参加型協力支援	出前講座	98件		
		施設訪問	32件		
		開発教育指導者研修	76人		
		教師海外研修	2人		
		市民参加協力	7件		
		共催事業	6件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	805人			
	ボランティア募集説明会参加者数	203人			
	在外スタディツアー**	0件			
	利用者数	3,293人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）

** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	174,009千円
	うち人件費*	65,432千円
	職員数	5人

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：国際協力総合研修所

所掌地域：－

事業区分	事業実績	経費実績
国・課題別事業計画関係費	調査研究案件	18 件
	客員研究案件	9 人
人材養成確保関係費	国際協力専門員	111 人
	ジュニア専門員	133 人
	長期研修員（国内・海外）	128 人
	派遣前研修	12 回
	能力強化研修	14 コース
		438,378 千円
		2,717,935 千円

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	716,027 千円
	うち人件費*	437,641 千円
	職員数	34 人
	入館率**	64.7% (63.9%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	4,569 円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** () 内は18年度実績

機関名：国際協力総合研修所

所掌地域：－

事業区分	事業実績	経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	－	
	課題別研修	－	
	長期研修	16 人	
	青年研修	－	
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	－
		支援型	－
		地域提案型	－
	市民参加型協力支援	出前講座	－
		施設訪問	－
		開発教育指導者研修	－
		教師海外研修	－
		市民参加協力	－
		共催事業	－
	日系研修	－	
	ボランティア派遣前研修	－	
	ボランティア募集説明会参加者数	－	
	在外スタディツアー**	－	
	利用者数	59,888 人	
		132,773 千円	
		0 千円	

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

機関名：広尾センター（JICA地球ひろば）

所掌地域：栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨（市民参加協力事業のみ）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	0人	65,869千円		
	課題別研修	0人			
	長期研修	0人			
	青年研修	80人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	42件	1,296,457千円	
		支援型	11件		
		地域提案型	10件		
	市民参加型協力支援	出前講座	400件		国民参加協力関係費
		施設訪問	421件		
		開発教育指導者研修	1,965人		
		教師海外研修	38人		
		市民参加協力	17件		
		共催事業	178件		
	日系研修	12人			
	ボランティア派遣前研修	40人			
	ボランティア募集説明会参加者数	5,042人			
	在外スタディツアー**	52件			
	利用者数	89,045人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）

** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	457,146千円
	うち人件費*	287,901千円
	職員数	22人

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

(2) 業務運営全体の効率化

小項目 No. 2 事務手続きの効率化

【中期計画】

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

(ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図る。さらに、随意契約の妥当性については、第三者の参加を得て検証を行うとともに、委託先の執行状況をチェックするシステムの導入を図る。具体的には、

- 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。
- 随意契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行い、随意契約の情報を積極的に開示し透明性の確保を図る。また、委託先の適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認の手続きを明確にし実行する。

【年度計画】

- ア. 研修員受入について、研修コースの募集要項及び応募様式の送受用データベースを導入・運用し、事務手続きの効率化を図る。
- イ. 専門家派遣について、平成18年度に導入した新派遣システムの効果的運用を図り、派遣手続きの効率化を行う。
- ウ. ボランティア関連業務の手続きの効率化に向けたシステムの設計を行う。
- エ. コンサルタント契約について、現地業務費の精算の簡素化を試行的に導入し、手続きの合理化を図る。
- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化を進める。
- カ. 関連公益法人等との契約の見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約への移行を進める。
- キ. 随意契約の妥当性について第三者による検証を行うとともに、随意契約の情報をホームページにて開示し、透明性の確保を図る。
- ク. 委託先の適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認の手続きを明確にし、実行する。

【当年度における取組】

研修員受入等の事務手続きを見直し、各種システムの導入によるプロセスの簡素化・電子化を進め、文書枚数、通信費等を削減した。内部連絡文書に関し、業務公電データベースを本格導入

した結果、FAX送付件数が7割減少した。随意契約については、「随意契約見直し計画」の達成に向け、一般競争入札等への移行を着実に実施し、「随意契約見直し計画」の実施状況、関連公益法人との随意契約の実績、随意契約を行った理由等について、第三者検証を行った。

海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務について、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成21年度の市場化テスト（民間競争）導入に向けた準備を進めた。

1. 事務処理の改善

(1) 専門家等派遣、研修員受入及びボランティア関連の事務手続きの効率化

研修員受入関連の事務手続きを見直し、従来公電（FAX）等で送付していた応募要領及び申請書類のやりとりについて、オンライン上のデータベース（「研修ポスト」）にアクセスして行えるよう、18年度にシステム開発を行い、試行導入を経て、19年2月から本格的に導入した（国際情報通信網が接続されていない一部の在外事務所を除く）。本データベースの導入によるFAX送信枚数の削減額は24万枚と試算される。

また、これまで各国内機関が行ってきた研修員受入に係る事務手続き（ビザ発給依頼等）についても本部（研修員受入支援センター）への一元化による事務合理化を目的として、帳票作成システムの利用（20年4月稼働予定）に向けた準備を進めた。

さらに、宿泊予約手続きの本部一元化に向け、20年2月に各国内機関の実務担当者を集めて、宿泊予約業務の効率化に係る現場の意見、経験を共有しつつ、業務効率化に必要な取組事項及び今後の作業スケジュールを整理した。

専門家等派遣関連の事務手続きについては、18年10月に専門家及び調査団の各種手続きを行うための新派遣システムを導入し、そのサブシステムである派遣者ポータルシステム（専門家等からの各種届出、申請等の処理を電子化したもの）の利用促進を通じて効率化を図っている。

19年度は、駐在員向け（19年4月以降毎月実施）やボランティア調整員向け（2回）にポータルシステム操作研修を実施したほか、専門家等へのパスワード切れ防止注意喚起メール（注）を19年11月以降毎月発出し、継続的に利用可能となるよう支援した。

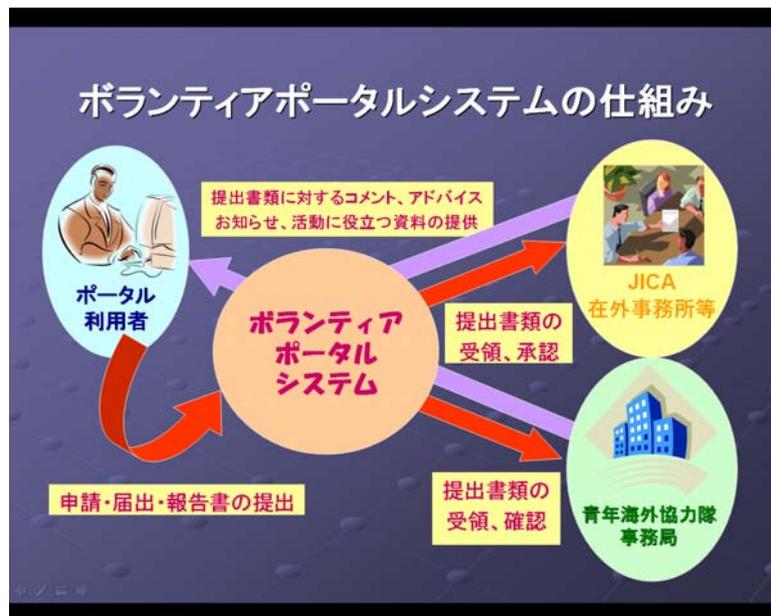
（注）同システムは情報セキュリティの観点から、60日に1回パスワードを再設定するようになっているが、期限内に再設定しないため、システムにログインできなくなる利用者もいることから、注意喚起メールを発出するもの。

これらの取組もあり、19年度の派遣者ポータルシステムの利用率は、64%（18年度実績60%）と前年度比4ポイント向上した（19年度下半期の利用率は70%）。また、同システムの利用により、内部連絡文書（業務公電等）の作成等において、年間2,800時間、1万6千枚の削減効果があったと試算される。

ボランティア関連の事務手続きについても見直しを行い、各種手続きを電子化する新たなシステム（「ボランティアポータルシステム」）の開発を18年度に開始し、19年度は同システムの基本設計及び詳細設計を行った（20年度第1四半期から稼働予定）。同システムは、専門家と同じように、従来公電（FAX）で送受信を行っていたボランティアから提出される各種申請書

類及び報告書やボランティアに関する情報照会などをインターネット上で行うものであり、本システムの導入による通信料削減額は年間約5,700千円と試算される。

また、同システムの導入に先立ち、派遣中のボランティア、在外事務所のボランティア業務担当者、青年海外協力隊事務局の担当者、業務委託先の担当者等の利用対象者に対し、延べ19回の操作研修を実施するとともに、ボランティア向けのDVD版マニュアルの配布を行った。



(2) コンサルタント契約手続きの合理化

コンサルタント契約手続きについて、精算に係る手続きの合理化・簡素化を目的として、コンサルタントから要望のあったものを中心に、関係団体からも意見を聴取し、適正な手続きを確保できることを確認した上で、見直しを行い、『JICAコンサルタント契約「業務実施契約」精算の手引き』（平成18年11月）を19年11月に改定した。従来の手続きからの主な変更点は次のとおり。

- ①航空賃（契約書上の航空賃合計を下回る場合は、証憑書類を確認した上で実費精算）
- ②為替レート（機構が精算レートを設定していない国については、OANDA（注）の前月末日付レートを翌月の精算レートとして適用）
（注）通貨に関するインターネットサイト。世界のあらゆる国の通貨の為替交換レートを算出することが可能。
- ③クレジットカードの扱い（法人名義のカードのみならず、業務従事者名義のカードについても航空券購入、経由地における荷物の超過料金及びインターネットによるパソコンソフト等の購入について使用可能）
- ④銀行振込み（本邦コンサルタントから現地業者等への支払いについて、銀行振込みを可能とした。）

これら手続きの変更について、関係者への周知徹底を図るために、コンサルタントを対象とした説明会（「コンサルタント業務実施契約に関する精算説明会」）を2回開催した（117社120人が参加）。

なお、コンサルタント契約に関連して、16年から18年にかけて判明した、コスタリカ国における開発調査「コスタリカ国テンピスケ川中流域農業総合開発計画調査」（平成13年度実施）をはじめとする、機構の契約相手方であるパシフィックコンサルタンツ・インターナショナル（PCI社）による現地再委託先との間の取引における不適切な経理処理を受け、機構は同種の事案の再発を防止するため、弁護士等外部有識者を含む検討委員会を設置し、18年1月に現地再委託手続きに係るガイドラインを策定した（本ガイドラインは機構職員、コンサルタント企業に説明を行い、ホームページで公表）。また、18年6月には、現地再委託契約手続きにおける事前の審査・承認手続きの廃止、現地再委託契約締結後の契約内容の確認の徹底、現地再委託業務終了後の第三者機関による抽出検査の導入等を含む事前手続の合理化・効率化と事後チェックの強化をポイントとして、本ガイドラインを改定した。

この再発防止策について、19年の会計検査院の検査報告で実施状況が報告されており、19年度に機構が行った第三者による抽出検査（公認会計士の参加を得たもの）では、本ガイドラインが適切に運用されていることが確認されている。

2. 文書事務の削減

内部連絡文書の合理化については、従来FAXで送受信を行っていた業務公電をグループウェア上で作成、送受信、蓄積及び共有する電子化システム（「業務公電データベース」）を開発し、19年7月から試行利用を開始するとともに、各部へのアンケートを実施し、システムの改善に向けた意見聴取を行った。アンケート結果を踏まえて改修を行った上で、19年11月に本部、国内機関及び在外事務所（国際情報通信網が接続されていない一部の在外事務所を除く）において本格導入した。

本システムの導入により、従来のFAXでの送受信に比べ、情報共有の迅速化が図られるとともに、秘文書の閲覧についてはパスワードの入力を必須とする等、情報セキュリティの強化も図られた。なお、本システムの導入により、導入前に比べFAX送付件数は7割減少した（19年11月から20年3月までの5ヶ月間に送付した公電109千件のうち、FAX送付した件数は33千件）。19年度は、業務公電データベースシステム等の導入による電子化を進めたことにより、通信経費を18年度実績に比べ約85百万円節減した。

また、業務公電データベースの導入に際し、内部規程の改正、利用マニュアルの整備、本部内全部局を対象とした説明会の実施、グループウェアを通じた改修内容及び利用上の留意事項の周知、運用方法・操作手順に係る照会対応等を行った。

3. 随意契約の見直し

(1) 関連公益法人等との契約の見直し

関連公益法人との契約について、18年度実績に基づき見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約への移行について、19年度以降の具体的な見直し計画を決定した。同計画では、随意契約によることが真にやむを得ないもの（無償資金協力案件に係る概算事業費分析業務等）を除き、21年度までに可能なものから順次一般競争入札等に移行することとした。（これにより、18年度契約実績ベースで、競争性のない契約は金額で3%、件数で4%まで減少する見込み。）

19年度における競争性のない随意契約は、43件（契約全体に占める割合は31%）、2,799百万円（契約全体に占める割合は25%）となり、件数は前年度比132件減（56ポイント減）、金額は前年度比7,305百万円減（66ポイント減）と、一般競争入札等への移行を着実に実施した。（下表参照）

関連公益法人に係る随意契約見直し計画の進捗状況

（単位：件、百万円）

	平成18年度実績		平成19年度実績		対前年度比増減 (上段はポイント)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札	0	0	0	0	0	
	企画競争・公募	13%	10%	69%	75%	56	
		25	1,064	95	8,455	70	7,391
	小計	13%	10%	69%	75%	56	66
		25	1,064	95	8,455	70	7,391
競争性のない 随意契約	88%	90%	31%	25%	▲ 56	▲ 66	
	175	10,084	43	2,779	▲ 132	▲ 7,305	
合計	100%	100%	100%	100%			
	200	11,148	138	11,234	▲ 62	86	

（注）金額及び割合はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 随意契約の妥当性のチェック

契約の適正化の一層の推進の観点から、「独立行政法人整理合理化計画」策定の一環で19年12月に「随意契約見直し計画」を策定し、公表した。同計画では、18年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、遅くとも23年度までに全て一般競争入札等に移行することとした。（「随意契約見直し計画」の実行により、23年度までに競争契約を含む全契約のうち、競争性のない契約は金額で17%、件数で38%まで減少する見込み。）

19年度における競争性のない随意契約は、1,996件（契約全体に占める割合は45%）、188億円（契約全体に占める割合は24%）となり、件数は前年度比789件減（9ポイント減）、金額は前年度比89億円減（12ポイント減）と、「随意契約見直し計画」の達成に向け、一般競争入札等への移行を着実に実施した。（下表参照）

随意契約見直し計画の進捗状況

（単位：件、億円）

	平成18年度実績		平成19年度実績		対前年度比増減 （上段はポイント）		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札	3% 161	4% 29	3% 146	6% 47	0 ▲15	2 18
	企画競争・公募	43% 2,188	61% 471	51% 2,268	71% 562	9 80	10 91
	小計	46% 2,349	64% 500	55% 2,414	76% 609	9 65	12 109
競争性のない 随意契約	54% 2,785	36% 277	45% 1,996	24% 188	▲9 ▲789	▲12 ▲89	
合計	100% 5,134	100% 777	100% 4,410	100% 797	▲724	20	

（注）金額及び割合はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

随意契約の妥当性に係る第三者検証については、機構内の「業績評価委員会」（小項目No. 31参照）において、外部検討委員（有識者に委嘱）を交えて、18年度契約実績については、19年6月に検証の方法を含めて試行的に検証を行い、19年度契約実績については、20年6月に「随意契約見直し計画」の実施状況、関連公益法人との随意契約の実績、随意契約を行った理由等について、検証を行い、引続き「随意契約見直し計画」に基づき順次、一般競争入札等競争性のある契約への移行を進めるよう指摘がなされた。

随意契約の情報の開示に関し、19年度においても引続きウェブページによる迅速かつ適切な情報の公表を実施した。また、「随意契約見直し計画」において、随意契約情報の公表の基準及び項目について、さらなる透明性の向上の観点から、20年1月以降の契約分より国の基準に準じて変更した（下表参照）。

随意契約の公表基準の変更の概要

旧		新	
区分	基準	区分	基準
工事又は製造	500万円超	工事又は製造	250万円超
その他	300万円超	財産の買入れ	160万円超
		物件の借入れ	80万円超
		その他	100万円超

随意契約の追加公表項目

・ 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別。
・ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
・ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
・ 企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載。
・ 関連公益法人等との随意契約を締結する場合に、常勤職員等であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数。

また、随意契約の委託先の適正な執行を確保するため、以下のとおり、委託先に対する定期的な報告・確認の手続きを実施した。

- ・ 四半期毎の概算払を実施する案件については、四半期毎に精算を実施し、執行状況を確認
- ・ 契約期間中、委託先から定期的に提出される業務報告書及び業務従事月報や、業務責任者からの報告を通じ、執行状況を確認
- ・ 必要に応じ、毎月1回、委託先との定期協議を開催するなど、進捗監理等に係る情報交換

各国内機関が業務委託先と契約を行う研修事業についても、同様の手続きにより委託先の執行状況を確認している。同事業については、相手国の中央政府、地方公共団体、公的機関等に所属する者を主な研修対象者としていることから、基本的にわが国政府や地方公共団体等有する特定のノウハウを調達する形態の事業であり、一般競争入札等になじまないものが多いが、今後は、民間を含む多くの機関が知見を有する分野の研修について、可能なものから公募方式等を導入していく。（なお、20年3月の新聞報道で、JICA大阪が12年度から15年度にかけて実施した課題別研修に係る研修委託契約において、委託先（(財)地球環境センター）から研修業務の一部を請け負った再委託先が委託費の一部を目的外使用したとされる事案について、20年5月現在調査継続中であるが、再発防止策を策定。）

4. 市場化テストの導入

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務について、21年度実施分から、官民競争入札等監理委員会における審議を経て民間競争入札を行うこと（市場化テスト）を決定した。

19年度は、海外移住資料館及び国際協力人材センターの業務として、確保されるべき質について整理を行い、実施要領案の作成に着手した。

小項目 No. 3 経費の効率化

【中期計画】

(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、一般管理費（特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間において5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。なお、この独立行政法人国際協力機構法の改正（平成18年11月15日交付。以下改正後の独立行政法人国際協力機構法が「改正機構法」という。）以前の業務にかかる人件費削減の取組とともに、改正機構法による新たに実施する業務（改正機構法第13条第1項第2号及び第3号に限る。）に係る人件費についても、同様の削減に取り組むものとする。

(ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないようモニタリング手法の確立に努める。

【年度計画】

ケ. 業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

コ. 一般管理費について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

サ. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、人件費について平成17年度を基準として平成18年度から平成22年度までの5年間において5%以上の削減を行うため、平成17年度に比べ平成19年度人件費を1.5%削減する。また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、役職員の給与について見直し等を進める。

シ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないように適切なモニタリングのあり方について検討を行う。

【当年度における取組】

19年度の業務経費及び一般管理費の支出実績は、前年度予算比でそれぞれ1.4%減、3.

1%減となり、中期計画に定める削減目標に沿って着実に効率化を進めた。人件費についても、19年度計画の削減目標（対17年度実績比1.5%減）を上回る削減（1.8%減）を達成した。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、19年度は実施中のプロジェクト成果管理等のためのモニタリング手法を中心として、事業のマネジメントの考え方を整理し、「事業マネジメントハンドブック」としてとりまとめた。

1. 業務経費の効率化

19年度の業務経費の支出実績は、業務調整員等の処遇の見直し、研修員受入に係る経費の削減、ボランティアの募集選考及び技術補完研修に係る経費の削減、人員の養成確保に係る経費の削減等を行ったことから、ベースライン（前年度予算額）と比較して1.4%減の143,101百万円となり、中期計画に定める削減目標（毎事業年度1.3%以上の効率化）を達成した。

[平成19年度の業務経費支出実績]

(単位：百万円)

	18年度予算額 (ベースライン)	19年度 支出実績	増減 (対18予算)
業務経費	145,205	143,101	2,104 (1.4%減)

2. 一般管理費の効率化

19年度の一般管理費の支出実績は、引続き総人件費改革の着実な実施を図ったこと等から、ベースライン（18年度予算額）に比較して3.1%減の11,737百万円となり、18年度比年率3%以上の効率化を達成した。

[平成19年度の一般管理費支出実績]

(単位：百万円)

	18年度予算額 (ベースライン)	19年度 支出実績	増減 (対18予算)
一般管理費	12,116	11,737	379 (3.1%減)

3. 人件費の削減

19年度の人件費は、引き続き新人事・給与制度の定着及び早期退職の勧奨を図ったこと等から、支出実績（削減対象人件費総額）は13,197百万円となり、19年度計画における削減目標（対17年度実績比1.5%減）を上回る削減（1.8%減）を達成した（17年度支出実績比236百万円減）。

ラスパイレス指数の低下に向けた取組については、18年度に実施した賞与の引下げを維持しつつ、職務限定制（経理、調達等の専門的業務や特定分野にかかる研究に特化した業務等、職務を限定した職員を採用するもの）を20年度上半期から導入する目途をつけるとともに、勤務

地限定制度（勤務地を限定した職員を採用するもの）導入の検討を進めた。ただし、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に際し、給与制度を一本化するべく調整を行う必要があるため、19年度中には給与制度改変を実施しなかった。（このため、結果として19年度のラスパイレス指数は対前年度比0.6ポイント上昇する見込み。）

[平成19年度の人件費（削減対象）支出実績]

(単位：百万円)

	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	増減 (対17実績)
人件費	13,433	13,288	13,197	236 (1.8%減)

*削減対象人件費：役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与（ただし、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）

4. モニタリング手法の確立に向けた取組

事業の質の確保のためには、現場で刻々と変化する状況に柔軟に対応した適切なプロジェクト運営管理の一環として、継続的なモニタリングを行なうことが重要である。機構では、本中期目標期間（19～23年度）において、独立行政法人としての経費効率化を進めつつ、これまで行なってきたモニタリングも踏まえ、その手法の確立に向けて取り組むこととし、22年度を目途に試行的導入することを目指し、はじめに既存のモニタリング手法について整理、検証を行うこととした。19年度は、実施中のモニタリング方法を中心に事業のマネジメントの考え方を整理した。

具体的には、技術協力プロジェクトにおいては、プロジェクト実施期間中、原則として半年毎に、被援助国政府及び日本側のプロジェクト関係者が合同で作成する「プロジェクト事業進捗報告書」による定期的なモニタリングを実施している。同報告書においては、当該プロジェクトにより期待される成果の達成状況及びその活動の進捗状況を整理している。さらに、当該報告書に加え、テレビ会議システム等を活用し、プロジェクトの進捗を確認・把握し、必要に応じ、成果管理、リスク発生予防等についてプロジェクト実施担当部署からプロジェクトに指示を行うなど、本部から現場へのフィードバックを行ない、事業の質の確保に取り組んでいる。

このモニタリング方法を含め、機構の技術協力事業におけるマネジメントの基本的な考え方を19年12月に、「事業マネジメントハンドブック」としてとりまとめ、職員、国際協力専門員等に配布するとともに、理解促進のための研修を開催した。

(3) 改正機構法の施行に向けた準備

小項目 No. 4 改正機構法の施行に向けた準備

【中期計画】

改正機構法の施行に向けて、技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築すべく、関係機関と調整の上、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進める。この際、ODAの実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう適切な配慮を行うとともに、本部及び在外事務所の速やかな統合、部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上等統合メリットを最大限に発揮するよう留意する。

【年度計画】

改正機構法の施行に向けて、技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築すべく、関係機関と調整の上、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進める。この際、ODAの実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう適切な配慮を行うとともに、本部及び在外事務所の速やかな統合、部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上等統合メリットを最大限に発揮するよう留意する。

【当年度における取組】

「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年11月15日法律第100号）の施行（20年10月1日）による組織、業務の統合に向け、関係機関との調整、合意（基本方針）形成等を着実に進めた。

1. 円滑な準備のための枠組形成

20年10月1日の改正機構法の施行による国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向け、準備作業を円滑に進める観点から、国際協力銀行との間で経営層において統合連絡会（機構理事長、副理事長を含む役員連絡会）、理事定例（理事間協議）を設置し、重要事項に関する意思決定、進捗管理及び情報共有を図った（19年度は各7回開催）。事務レベルでは、18年3月に組織、人事、財務、事業等9つのタスクフォースを設置し、具体的な制度設計に関する検討を進めてきた。19年10月からは「新JICAにおける技術協力・資金協力 業務フロー・実施体制検討会」を設置し、業務フローの詳細及び実施体制について検討を行っている。

各タスクや担当部局における統合準備の進捗状況については、本部の全職員向けに説明会を開催し、情報共有や統合に向けた意識醸成を図った（19年度は5回開催）。本説明会はテレビ会議システムを利用して、国内機関及び在外事務所の職員も参加した。

2. 組織の統合にかかる基本方針の決定及び準備

統合後の組織については、18年6月12日に外務省・国際協力機構・国際協力銀行が連名で策定・公表した「新時代のODA実施体制作り（新JICAの制度設計のポイント）」において示した「地域を中心とした体制の確立を進め、各国・地域毎に3つの援助手法を跨ぎ、援助の全体像を管理できるようにする」との基本方針の下、統合後の本部の体制について、関係機関で具体的な検討を進め、現行の18部2局3室体制から、24部2局5室1研究所体制とすることとした。なお、執務場所については、入居可能物件の制約等から当面はそれぞれの本部がある新宿及び竹橋の執務場所を併用することとしたが、早急に一箇所で執務が行えるよう調整を進めている。

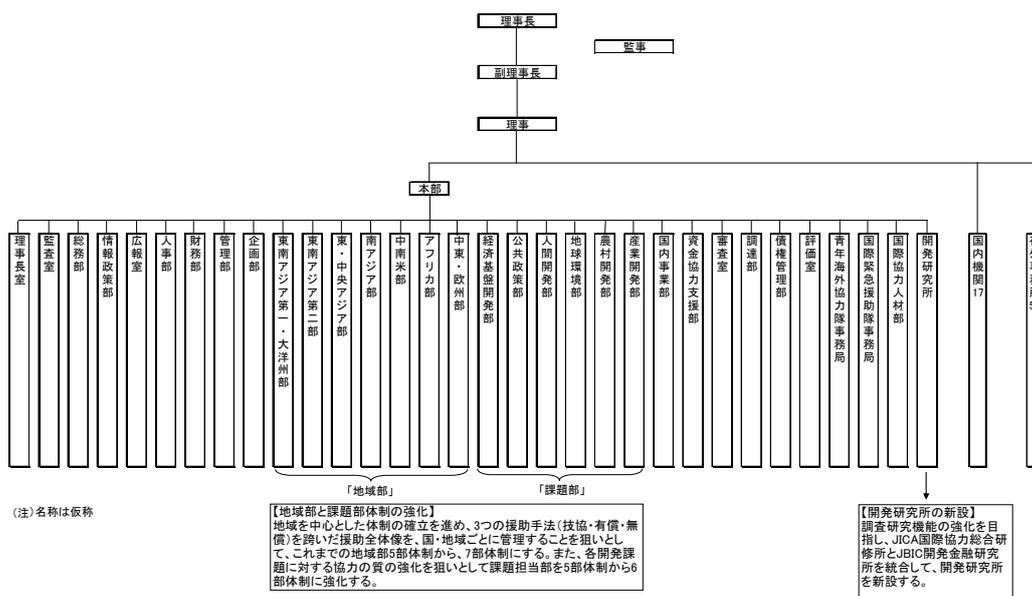
在外事務所については、1つの国に両機関が事務所を設置している19カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、中国、インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ブラジル、メキシコ、ペルー、ケニア、エジプト、ヨルダン、フランス、英国、米国）において統合時点で事務所を一本化することとした。また、統合後の在外事務所が担う業務を踏まえて、国際協力銀行と調整した上で、機構のガイドラインを更新する形で事務所面積の基準を設定し、19事務所の統合計画を策定した。同計画に基づき、情報システムの整備、引越準備等の作業を開始した。

在外事務所の要員体制に関しては、各事務所の業務量及び内容を踏まえて、現地職員で対応可能な業務を整理するとともに、その処遇について調整を進めている。

また、人事・給与制度の一本化について、両組織の人事制度の違いを踏まえつつ、新JICAとしての人事・給与制度を構築すること、新組織としての一体感を醸成する適材適所の人事配置を行うことを基本方針として具体的な検討を進めている。

【統合後の機構】24部2局5室1研究所

独立行政法人国際協力機構の機構
(平成20年10月1日時点)

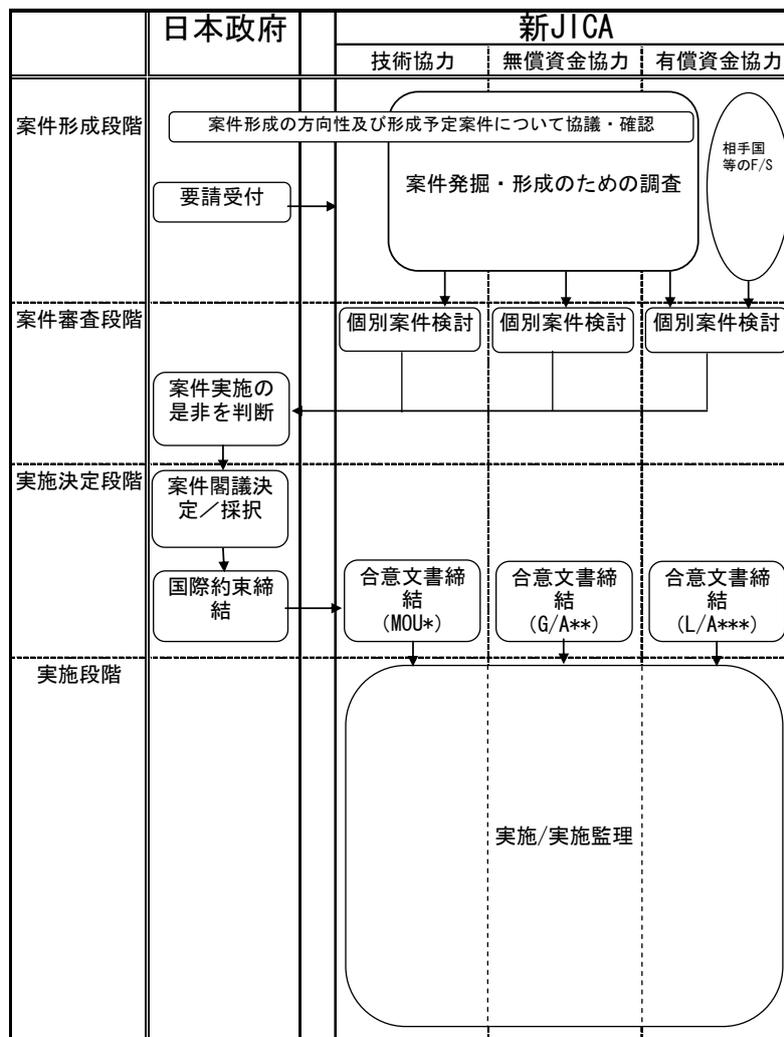


3. 業務の統合にかかる基本方針の決定及び準備

統合後の業務について、上述の「新時代のODA実施体制作り（新JICAの制度設計のポイント）」において示した「技術協力、有償資金協力、無償資金協力というODAの援助手法の何れにおいても、案件の形成から政府による決定を経て実施に至るというそれぞれの流れがあるが、新JICAにおいては、各手法の特性に留意しつつも、例えば国・地域別の業務の実施方針を作る上では、統合・簡素化された業務フローの確立を目指す」との基本方針の下、具体的な業務フローの検討を進めている。

特に19年度は、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法それぞれで行ってきた案件発掘・形成のための調査業務を、新JICAにおいては「協力準備調査（仮称）」という枠組に統合することとした。本調査の導入により、案件発掘・形成を横断的に行き、援助手法の連携による相乗効果の発現を促進することを目指している。

新JICAの業務フロー



* Memorandum of Understanding 【仮称】
 ** Grant Agreement
 *** Loan Agreement

第2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総論

小項目 No. 5 効果的な事業の実施

【中期計画】

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、今後実施段階で技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことを踏まえ、資金協力との連携強化に努める。具体的には、

- 政府の案件採択に資するよう、政府の外交方針及び援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- 各種事業の効果を高めるため、国別・地域別アプローチを強化し、事業のプログラム化を進める。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。
- 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、災害、感染症、地球温暖化等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- 国際協力銀行（円借款関連部分）との情報の共有や意見交換、人事交流をはじめとして、資金協力との連携強化に努める。

【年度計画】

- ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の外交方針及び援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- イ. 援助協調について、各種会議・協議への参画・開催や情報発信、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。
- ウ. 援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取組として定められたミレニアム開発目標（MDGs）の達成への取組について、国際社会の動向に対応しつつ、機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業にお

ける具体的な対応の必要性を検討し、適切に対処する。

- エ. 資金協力も視野に入れ、国別・地域別の事業実施方針の策定を進め、案件形成から要望調査、事業実施までの一連の過程において各種事業のプログラム化を進め、事業効果を向上させる。
- オ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針の新規策定または改訂・更新を行う。また、課題別アプローチを引き続き強化し、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、その活用を促進する。
- カ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、災害、感染症、地球温暖化等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- キ. 国際協力銀行（円借款関連部分）との情報交換等を引き続き行うとともに、資金協力と技術協力プロジェクト／開発調査との連携を一層推進する。
- ク. 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。

【当年度における取組】

政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、効果的に技術協力等の事業を実施するため、政策を踏まえた案件の形成、国際援助機関との連携・協調、国別・地域別アプローチの強化、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映、資金協力との連携強化等に取り組んだ。

1. 案件の形成支援

機構は、政府の外交方針および援助方針等政策を踏まえつつ、現地ODAタスクフォースの活動を通じて、開発途上国の重点開発課題を的確に把握するとともに、課題解決に向けて策定したプログラムに沿って具体的な案件形成にかかる支援を実施しており、19年度は90カ国298のプログラムについて、プロジェクト形成調査等の案件形成支援事業を実施した（東南アジア52プログラム、その他のアジア52プログラム、大洋州10プログラム、中南米60プログラム、アフリカ87プログラム、中東32プログラム、欧州5プログラム）。この結果、これまでに196のプログラムにおいて具体的なプロジェクト案が作成されており、21年度の新規案件として検討される見込みである。

なお、18年度に実施した案件形成支援事業（88カ国325プログラム）を基に、19年度及び20年度要望調査において217のプログラムについて具体的なプロジェクト案が要請され、厳しい予算状況の下151プログラムで採択がなされた。

2. 国際援助協調・他援助機関との連携強化

(1) 国際会議への参画・他ドナーとの連携

19年度も主たる国際機関及び二国間援助機関（世界銀行、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）、米国国際開発庁（USAID）等）との情報共有・意見交換を行い、連携を深化させるよう取り組んだ。

特に、世界銀行については、20年10月の国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を控え、世界銀行側の副総裁や各局長の機構への来訪が増え、これらの機会を活用して具体的な連携の可能性を探った。

【主な連携実績】

機関名	連携にかかる取組内容
世界銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）に向け、共催者である世銀と日本政府共同のイニシアティブ発表に貢献すべく、農業・農村開発、教育、保健等の分野で、具体的な連携対象とする課題や国の絞込みを検討した。 ・ 日本政府拠出の基金を活用したプロジェクトについて、案件実施前（申請時）に必ず機構の事務所及び関連部局と情報を共有し、連携の可能性を検討することとした。
国連開発計画（UNDP）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構から派遣した連携協力調査員（職員）が中心となり、日本政府が拠出する「日本UNDPパートナーシップ基金」によるUNDPの活動と機構の案件の連携を進めた。（例：機構が開発調査「ガーナ地場産業活性化計画」で開発した精製品質基準・向上マニュアルを活用し、UNDPのプロジェクトにおいてシアバターの主要生産者である女性に研修を実施。）
米国国際開発庁（USAID）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日米保健パートナーシップ」の合同レビューが20年2月に東京で開催され、機構も参画。レビューに先立ち、2006/07年の「アクションプラン」の下で実施されたUSAIDと機構の連携プロジェクトの成果等を分析し、今後の連携の方向性を検討するとともに、合同レビューにおいて協議した。
国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	<ul style="list-style-type: none"> ・ パイロット国（3カ国）での取組や安全管理研修等を中心に連携を進めていたが、19年6月に役員レベルでの協議を行い、これまでの連携をレビューした上で、連携の目的や今後の方向性を双方で確認し、覚書に署名した。 ・ 機構は、UNHCRの支援対象である帰還民への技術訓練や国内避難民受入地域への支援を行っている。また、紛争直後の国に機構関係者が入る際には、UNHCRより現地の最新情報の提供や無線機の貸与等の便宜供与を受けている。 ・ 機構の連携協力調査員（職員）及び機構が受け入れているUNHCR職員が中心となり、関係部局との協議や現地調査を進め、シリアやヨルダン等のイラク難民受入国やリベリアでの連携を検討中。

また、我が国の援助のプレゼンス強化の観点から、各種セミナー、国際会議等で機構の取組について発信した。

【対外発信の例】

- ・ 「援助の有効性と成果：被援助国の自主的な開発戦略への援助拡充」（19年11月8日、東京）世界銀行、国際協力銀行との共催による共同セミナーにおいて、貧困削減への取組を発信。
- ・ 「ネットワークの可能性：グローバル社会における科学技術と高等教育支援」（20年2月1日、東京）世界銀行と機構の共催により開催。
- ・ 「グローバルヘルスサミット」（20年2月16日、東京）TICAD IV、G8サミットに向けて、日本政府が保健分野における国際貢献として重点を置く、感染症等個別疾病に着目した取組及び人材の育成や確保を柱とする保健システムの強化という包括的な取組の重要性について発信するとともに、緒方理事長のビデオメッセージ「健康と人間の安全保障～人々の生命と健康を守り、育むための支援」により、保健分野における機構の取組の方向性を示した。

（２）援助協調の枠組への対応

「援助効果向上にかかるパリ宣言」（17年3月）の進捗状況について、20年9月に国際的なレビュー（アクラ・ハイレベルフォーラム）が予定されており、開発援助の現場では援助協調の動きが加速化している。具体的には、援助機関及び国際機関共通の援助戦略（Joint Assistance Strategy）の作成、当該国の各分野における援助実施の枠組等につき現地関係者間で覚書（Memorandum of Understanding）を交わすといった動きが進展している。機構の在外事務所では、在外公館と協調しつつ、所員、現地職員、専門家が情報収集を行うとともに、特に日本の協力の重点分野に関連する協議等に、積極的に参加している。

特に、現地で具体的な協力を実施する上で覚書の締結が求められるような場合は、日本政府として合意できる内容になっているか等を確認し、現地ODAタスクフォースの活動の一環として、会議への出席、案文へのコメント等を行うほか、本部からも必要に応じアドバイス等を行っている。さらに、現場レベルでの援助協調の枠組を活用し、機構が実施した優良プロジェクト例を普及させる取組も行われている。

【現場レベルの援助協調の枠組を活かした機構の優良プロジェクトの普及事例】

ニジェール：「みんなの学校プロジェクト」の普及

機構は、ニジェールにおいて実施した、技術協力プロジェクト「住民参加型学校運営改善計画（通称：みんなの学校プロジェクト）」において、地域住民が学校運営に参画する「学校運営委員会」の機能活性化を支援することにより、就学機会の拡大と教育の質の改善が図られたことについて、現地ドナー会議等で発信した。その結果、ニジェール政府として、機構が支援してきた住民参加による学校運営改善モデルを、ニジェールのすべての小学校（約9000校）に導入するための支援を行うこととなり、JICAプロジェクト対象以外の約6200校の学校運営委員会の設置及び研修費用（約8900万円）について、世界銀行が支援することとな

った。

このような現場レベルでの対応を担当することが見込まれる職員や専門家に対しては、派遣前研修において、援助協調及び連携に関する講義を実施（19年度実績 職員12回、専門家6回）し、より円滑な対応が図られるよう取り組んでいる。

3. 国別・地域別アプローチ及びプログラム・アプローチの強化

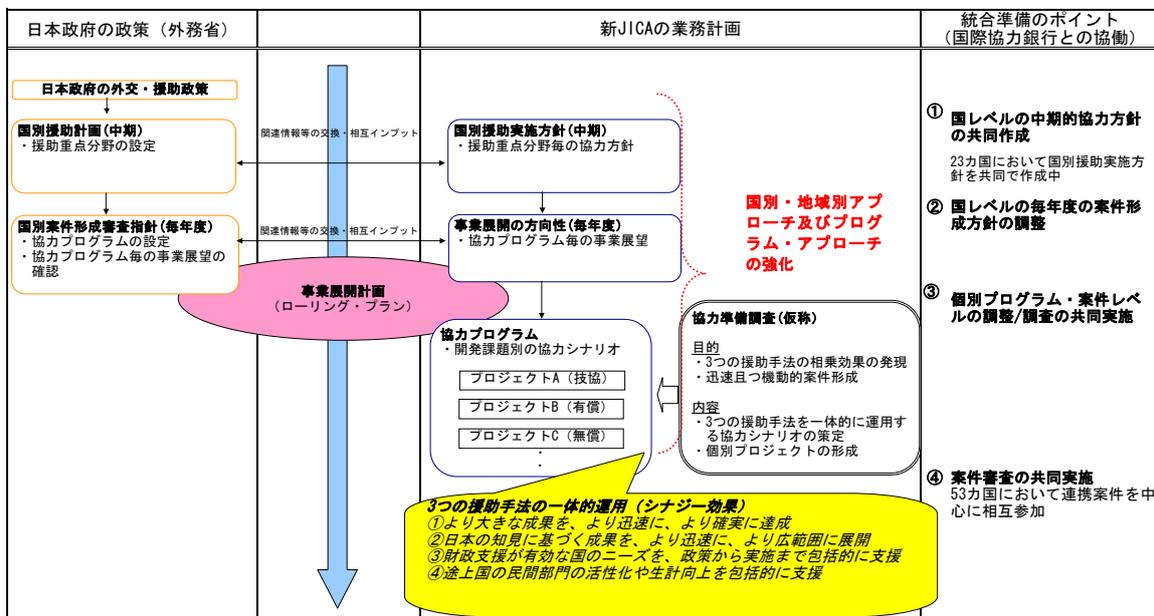
(1) 国別・地域別アプローチの強化

国別・地域別アプローチの強化として、地域部主導により、技術協力のみならず、有償資金協力、無償資金協力も含めた「事業展開計画」を、121カ国分作成し、外務省との調整を経て、20年度要望調査の際に活用した。

また、18年度に導入した、「事業展開の方向性」（各年度の要望調査において国別のJICA事業の方向性及び予算配分の目安を示すもの）は、88カ国を対象に平成20年度版を作成し、在外事務所において要望調査や新規案件検討の基礎資料として活用した。

さらに、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向けて、従来の機構の「国別事業実施計画」に替わる国別の事業方針のあり方を国際協力銀行とともに検討した結果、新たに「国別援助実施方針（仮称）」を策定することとし、統合までに共同で23カ国について案を策定することとなった。

3つの援助手法の一体的運用のための準備



(2) プログラム・アプローチの強化

機構では、上記(1)で述べた国別・地域別の事業実施方針の下で、プロジェクト等を有機的に組み合わせる「プログラム化」による戦略的強化を進めるため、18年度にとりまとめた「改革の総仕上げに向けた具体的方策」に基づき、プログラム・マネジメントの強化策として、機構

内関係部局による「プログラム化推進協働体制」を地域部主導で構築し、プログラム調整会議の開催等を通じた情報・意見交換の定着を図った。具体的には、今後の各プログラムの戦略性向上やプログラム間の整合性・方向性等に関して、関係部局が協働して検討を行い、20年度までに優先的に戦略性の強化に取り組む117のプログラムを特定し、案件形成予算の配分を決定した。

また、技術協力と資金協力の相乗（シナジー）効果の発現に向けて、既存の事例（25件）を分析し、その結果は、プログラム化による戦略性の強化に向けた参考資料として機構内で共有した。こうした取組もあり、96プログラムにおいて、技術協力と資金協力の具体的な連携が検討された。

4. 開発課題等の知見、ノウハウの共有と活用

(1) 課題別指針の策定・更新

機構では、前中期目標期間に引続き、開発に関係する分野・課題を23に分類して、知識やノウハウの整理を進めている。課題毎の事業実施方針である「課題別指針」は、19年度末時点で、18分野・課題において29の指針を策定済みであり、一般公開している。現在策定中のものを含めると、20分野・課題43指針となり、課題毎にきめ細かい協力方針の策定を進めている。

また、開発課題等に関する知見を共有し事業に活用する体制として、全23分野・課題について主管部を設定するとともに、「援助アプローチ」を除く22課題について課題タスクフォースを設置している。課題タスクフォースは、分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツ整備を行っており、横断的なタスク連絡会の開催（2回：19年6月、20年2月）による各タスクフォースの優良事例及び成果の共有や、民間企業のナレッジマネジメントの活用事例を紹介するセミナー（20年3月）の開催などを通じ、ナレッジサイトの充実を図った。併せて、機構内でのナレッジマネジメントの推進を図るため、ナレッジマネジメントの業務への活用や各課題タスクにおける活用例などを紹介するニュースレター「ナレッジマネジメントニュース」の発行（3回）や、在外赴任者向けの研修を実施した。

(2) 分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況

分野・課題情報システム（ナレッジサイト）においては、合計2,786件の分野・課題データを新たに整備（新規作成及び削除を含む更新）した結果、19年度末時点で、合計8,374件のデータが蓄積された。このうち、特に外部関係者による活用可能性が高いと考えられるデータ1,667件を一般公開している。本情報システムへのアクセス数は、月平均918人（18年度838人）となっている。

19年度に新たに整備したコンテンツの内訳は以下のとおり。

【新規に整備したコンテンツの分野・課題別の内訳】

教育	272件	自然環境保全	146件
保健医療	31件	水産	212件

水資源防災	254件	ジェンダーと開発	77件
ガバナンス	91件	都市開発・地域開発	178件
平和構築	7件	貧困削減	12件
社会保障	64件	環境管理	89件
運輸交通	219件	援助アプローチ	53件
情報通信技術	77件	評価	1件
資源・エネルギー	471件	南南協力	135件
経済政策	120件	市民参加	167件
民間セクター開発	8件	日本語教育	43件
農業開発・農村開発	59件		
		<合計>	<2,786件>

5. 人間の安全保障の視点の事業への組み込み

(1) 人間の安全保障の視点の事業への反映

人間の安全保障の視点を機構が実施する事業に反映するため、国別の事業方針の策定等について、人間の安全保障を担当する部局が確認・チェックを行った。

また、人間の安全保障に貢献する事業を以下の4つのポイントに整理し、20年度要望調査で活用した。その結果、本調査において、4つのポイントのいずれかに該当する要望調査案件は、技術協力プロジェクトは60%、開発調査は50%以上を占めた。

【人間の安全保障の4つのポイント】

- ①「政府」（中央政府・地方政府）と「地域社会・人々」双方へのアプローチを強く意識した案件
- ②「恐怖」（特に、紛争・災害）と「欠乏」（特に、貧困）からの自由に包括的に取組む案件（緊急援助と中長期的な開発の継ぎ目のない協力を含む）
- ③社会的に弱い人々（貧困層、障害者、先住民、高齢者、紛争の影響を受けた人々、基礎的な社会サービスが受けられない人々等）への裨益を強く意識した案件
- ④国際社会への脅威となる課題（国境を越えて拡大する脅威、地域間・国際間の移動による脅威、グローバルイシュー等）に対応することを強く意識した案件

人間の安全保障の視点を事業に組み込み、事業の質及び効果の向上を図った取組としては、以下のような事例がある。

〈「政府」（中央政府・地方政府）と「地域社会・人々」双方へのアプローチを強く意識した事業の例〉

- スリランカ 南部地域の村落生活向上プロジェクト（SouthCAP）

スリランカ政府は、地域の状況を踏まえた行政サービスを住民に提供するため、行政上の権限を中央から州へ移し、住民組織がその企画・実施・管理を受託するコミュニティ・コントラクト・システムを導入しているが、その促進のために基盤となる住民組織とそれを調整する行政官双方の能力強化が求められている。

機構は、特に、生活環境の厳しい地域である南部州ハンバントータ県を対象に、生産活動に貢献する活動として、灌漑施設等の補修・整備、乾燥地における農業生産技術指導、水供給設備整備、農村道路補修等、多面的な参加型開発事業の計画立案・実施を通じて、住民の生活向上を図っている。

併せて、事業を継続し、また、他地域へ拡大するための住民及び行政官の能力向上とその仕組みづくりを目的として、住民や行政官に対する研修を行うとともに、住民自身が集会を開き、コミュニティ行動計画を作成した上で、その計画を開発関係者（政府、援助国・機関、NGO）からなる調整委員会で検討し、各事業の実施支援機関を決定するなどの枠組の設置・運営を支援している。

このように、住民組織と地方行政の双方への働きかけにより、参加型村落開発の仕組みを構築し、天候その他の不測の事態に直面しても、地域社会が自ら問題を解決できるようになることを目指している。

〈国際社会への脅威となる課題に対応することを強く意識した事業の例〉

●ザンビア・ケニア アフリカにおける人々の移動に着目したHIV/AIDS対策

8つの国と国境を接するザンビアにおいて、機構は、現地NGOと連携し、技術協力プロジェクト「国境におけるHIV/AIDSおよび性感染症啓発活動」（15年6月～18年3月）を実施し、HIV感染のリスクが高い性産業従事者や国境を行き来する長距離トラック運転手などに対し、HIV感染の予防啓発活動、HIV/AIDSに関する知識の向上、性感染症の治療体制の整備を通じ、偏見や差別を軽減するための仲間との知識の共有、予防に向けた行動変容のための活動を実施した。

19年度は、同様の問題を抱えるケニアにおいて、ウガンダとの国境に位置する町やナイロビへ向かう幹線道路沿いの町で、長距離トラック運転手や性産業従事者、国境付近のコミュニティを対象とした活動を行う国際NGO（ファミリー・ヘルス・インターナショナル）との連携のための青年海外協力隊員の派遣を開始した。隊員は、HIV感染者に対する偏見や差別の軽減と感染者の生活の質の向上を目指し、地域住民グループと共に、HIV/AIDSに関する情報提供、行動変容を促進する啓発活動の支援、栄養向上支援、収入向上活動等に携わったほか、HIV感染者の家庭訪問や感染者のサポートグループへの協力を行った。

また、専門家、ボランティア調整員等の派遣前研修や機構の新入職員研修で人間の安全保障の考え方を周知するとともに、技術研修（課題別研修）、大学連携講座等において、機構の取組を紹介した（計35回）。また、19年度は、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア向けの研修を開始し、派遣される国・地域に即した事例を取り上げ、人々を取り巻く課題を包括的に捉えるた

めの工夫や具体的なアプローチについて理解促進を図った。

広報においては、人間の安全保障のアプローチを取り入れているプログラム及びプロジェクトの特徴や事例を中心としたパンフレットを作成したほか、機構の月間広報誌「monthly Jica」で、各国での機構の取組を連載で紹介した。

また、18年度に引続き、人間の安全保障の現場で実践について、機構の事務所の現地職員や相手国政府関係者等が理解を深めるためのDVD/ビデオ（ボスニア・ヘルツェゴビナ、セネガル）を作成した。

（２）平和構築支援

19年度は、ガバナンスの改善に向けた協力、紛争終結後の国家・地域にとって重要な治安回復、生活再建のための社会基盤整備、基本的な経済ニーズの充足や経済基盤の安定化を図るための経済基盤整備や、社会的弱者に目を向けた支援を実施した。具体的には、スーダン及びブルンジにおける首都のインフラ整備計画策定に係る支援、フィリピンのミンダナオ地域における保健サービスや営農改善、コンゴ民主共和国等に対する都市復興や地域再生計画の策定支援、コロンビアにおける国内避難民に対する支援等を実施した。

【人間の安全保障の視点を反映した平和構築支援の取組】

コロンビア「国内避難民等社会的弱者支援プログラム」

コロンビアでは、約40年にわたり武力抗争が続いていたが、15年に極右民兵組織との和平合意が成立し、兵士等の武装解除及び動員解除、社会復帰を支援するための政府プログラムが開始された。しかしながら、国内紛争の長期化により、地方農村部の住民は生活基盤を失い、衛生的な環境での生活が困難であるほか、青少年には教育の機会が与えられず、農業やその他の地場産業等生産活動も停滞している。このため、国内避難民が増加し、地方部の過疎化、地方部から都市部への人口流入が進んでいる。

機構は、以下の複数の協力からなる「国内避難民等社会的弱者支援プログラム」を通じて、国内避難民や武力抗争の被害者を中心とした社会的弱者の能力強化、その経済的自立や社会への定着を支援すると同時に、投降兵士が生活の困窮から犯罪に関与することなどがないよう、その家族を含めたエンパワメントや自立を支援している。

- ・ 「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト」（18年5月～21年5月）：国内避難民を含む社会的弱者が、都市農業技術普及による栄養改善などを通じて、自らの力で基本的ニーズを満たすことができるよう問題解決能力の強化を目指す。
- ・ 「地雷被災者を中心とした障害者リハビリテーション強化プロジェクト」（20年3月～24年2月）：武力抗争の被害者である地雷・不発弾被災者を中心とした障害者のリハビリテーション体制の強化を目指す。
- ・ 「投降兵士家族及び受入コミュニティに対する起業・就業支援プロジェクト」（20年～23年）：社会的弱者や、投降兵士を経済的に支えているその家族の経済的自立と共に、投降兵士の受入コミュニティへの統合促進を目指す。経済的自立には、雇用を提供しうる

民間・公共セクターとの連携に加えて、起業化支援やマイクロ・ファイナンスを提供している政府機関や国際機関、NGOとの連携を重視している。

より実践的な平和構築支援や、JICA事業における紛争予防配慮を行うために、「平和構築アセスメント（PNA：Peace-building Needs and Impact Assessment）プロジェクト研究会」を19年9月に設置した。本研究会は、平和構築支援の現場に直接携わるコンサルタント業界からも参加を募り、実際の平和構築支援の事例を題材に、どのような配慮が必要かつ有効であるかを議論し（計5回開催）、その結果を平和構築アセスメント（PNA）マニュアル（改訂版）に取り込んだ。

また、緊急復旧・人道支援から復興開発支援をつなぐ「移行期支援」について、案件形成・実施・評価に関する知見及び経験を機構内で共有した。

さらに、19年度には、平和構築・復興支援事業におけるロジスティクス業務を強化し、迅速に対応するために設置した「ロジチーム」を、スーダン及びコンゴ民主共和国の駐在員事務所の立ち上げに際し派遣した。また、これらの経験を「活動拠点整備マニュアル」に取り込んだ。

平和構築支援に関する研修は、従来の能力強化研修に加えて、職員研修について、独立行政法人化に際して本格的に取り組むこととなった平和構築支援の実施体制整備、人材育成の観点から、広く職員関係者を対象とした研修を行ってきたところ、前期に基本的な理解、知識の習得が相当程度進んだことを受け、今期は、実際に平和構築案件に携わる事務所（スリランカ、アフガニスタン、コンゴ民主共和国等）に派遣される職員、企画調査員や本部案件担当職員に対して、専門的かつ実践的な内容に絞った個別の講義を実施した。また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との連携の枠組の下で行う安全管理研修を、引続き実施した（参加者数47人）。

6. 資金協力との連携促進

20年10月の国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を控え、19年度も技術協力による技術や能力の向上と、資金協力による施設建設等の実施における連携を強化し、双方の協力の効果を高めるため、引続き現地ODAタスクフォースや日本での実施機関間の情報交換や連携を一層密にするよう努めた。

19年度の具体的な連携案件（プロジェクト）の実績は、以下のとおりである。

- ・技術協力プロジェクト／無償資金協力連携案件数^{※1} 120件
- ・開発調査／無償資金協力連携案件数^{※2} 20件
- ・開発調査／有償資金協力連携案件数^{※2} 30件

^{※1} 19年度に実施された技術協力プロジェクト（新規及び継続）で、過去に無償資金協力で供与した施設・機材を何らかの形で活用している案件、又は実施中の技術協力プロジェクトと連携する形で、無償資金協力による施設整備・機材供与が行われた案件の数

^{※2} 14年度～19年度に終了した開発調査案件のうち、無償資金協力又は有償資金協りに結びついた案件数

7. 関係者に対する安全対策の実施

(1) 安全対策

機構は、派遣専門家等関係者の安全確保を最優先課題の一つと認識し、派遣前の関係者に対する安全研修や派遣中の関係者に対する安全指導などの安全対策に取り組んでいる。

長期で派遣される専門家やボランティア、事務所員等に対しては、派遣前安全対策及び交通安全対策オリエンテーションを実施しており、19年度はそれぞれ計44回、28回実施した。また、派遣中の安全対策として、在外事務所における安全対策協議会を計114回（73カ国）開催したほか、本部から安全対策および交通安全対策の巡回指導調査団を派遣した。

安全管理上の特段の配慮が必要な地域では、前中期目標期間に引き続き、現地で活動する国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策を講じるよう努めている。19年度は、アフガニスタンで発生した20年1月のセレナホテルのテロ事件を受けて、警備員の増強、外壁防護の強化など事務所の人的・物的両面での安全対策を強化した。

(2) 在外医療支援体制

機構関係者の在外における健康管理支援を強化するため、19年度はモザンビーク、ルワンダ、マダガスカル、ベナン、ミクロネシアに在外健康管理員を新規に派遣することとし（うち1名は20年度第1四半期中に派遣予定）、46カ国に在外健康管理員を配置する体制を整えた。これにより兼轄国を含めて96カ国（うちボランティア派遣国71カ国）をカバーしている。また、顧問医や看護師等が現地に赴き、派遣中の専門家、ボランティア等の健康に関する相談を受け付ける在外医療相談調査団を6チーム派遣した（①ベトナム、②ナミビア、ルワンダ、③スーダン、イエメン、④ホンジュラス、エルサルバドル、⑤ウルグアイ、ブラジル、パラグアイ、⑥ラオス、カンボジア）。

(3) ボランティアの交通安全対策及び啓発

青年海外協力隊の全ての派遣国では、隊員による自主的な組織として交通安全対策委員会を設置しているが、隊員と生活パターン等が異なるシニア海外ボランティアについては、個別の対策が必要と判断された場合に、シニア海外ボランティア独自の交通安全対策委員会を設置することとし、現在の派遣国55カ国中26カ国に設置して交通安全対策に取り組んでいる。

また、19年度は交通安全巡回調査団をザンビア、ガーナ、タイ、カンボジアに派遣し、ボランティアの交通安全にかかる指導を行った。タイ及びカンボジアでは車両の運転の可能性のあるシニア海外ボランティアにも焦点を当てた指導を行った。

小項目 No.6 外務大臣からの緊急の要請への対応

【中期計画】

(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【年度計画】

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【当年度における取組】

平成19年度においては、外務大臣より特に緊急に必要な措置をとるよう要請された実績はない。

小項目 No. 7 情報公開、広報

【中期計画】

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。

【年度計画】

- ア. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
- イ. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護について周知徹底する。
- ウ. わかりやすい広報の観点から、広報戦略に基づきヒューマンストーリーの発信を重視するとともに、テレビ等の積極的な活用等により情報発信を強化する。また、マスメディア関係者の派遣、受入等を通じ、マスメディアとの連携を強化する。

【当年度における取組】

情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応した。広報については、開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事（「ヒューマンストーリー」）の発信を重視し、国民向けにわかりやすい広報活動を展開した。その結果、全国紙に世界各地で活躍するJICA専門家が多く取り上げられたほか、機構ホームページのアクセス数は平成18年度比13%増となった。また、マスメディアとの連携について、積極的な取材協力を行ったこともあり、テレビで機構のプロジェクトや関係者が取り上げられた件数は19年度83件（18年度77件）に増加した。海外でも、在外事務所が現地テレビと連携し、JICA事業の理解促進に努めた。

1. 情報公開の実施の実績

(1) 情報公開法に基づく開示請求への対応

19年度の情報公開法に基づく開示請求件数は51件（18年度は90件）で、情報公開法で定められた規定の日数以内に処理を終了した。開示・不開示の決定に係る開示請求者からの異議申立ては、20年3月末現在5件あり、内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問中である。

開示請求の処理状況を表1に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表2に示す。（なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているため、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。）

(表1) 開示請求の処理状況

	平成19年度	平成18年度
全部開示	16件	18件
部分開示	30件	66件
不開示	1件	5件
不存在	3件	1件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	1件	0件
処理中(年度末現在)	0件	0件
合計	51件	90件

(表2) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第5条第1号 (個人に関する情報)に該当	7
第5条第2号 (法人等に関する情報)に該当	19
第5条第3号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0
第5条第4号 (事務・事業に関する情報)に該当	9
第5条第4号イ (国の安全等に関する情報)に該当	1
第5条第4号ロ (公共の安全等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ハ (監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	0
第5条第4号ホ (調査研究に関する情報)に該当	0
第5条第4号ヘ (人事管理に関する情報)に該当	0
第5条第4号ト (企業経営上に関する情報)に該当	0

(2) 個人情報保護法に基づく開示請求への対応

19年度の個人情報保護法に基づく開示請求件数は73件(18年度107件)で、全ての請求について、個人情報保護法で定められた規定の日数以内に処理を終了乃至終了見込みである。なお、開示・不開示の決定に係る開示請求者からの異議申立ては、19年度はなかった。

開示請求の処理状況を表3に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表4に示す。(なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているので、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。)

(表3) 開示請求の処理状況

	平成19年度	平成18年度
全部開示	0件	1件

部分開示	69件	100件
不開示	0件	2件
不存在	0件	0件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	0件
処理中（年度末現在）	4件	4件
合計	73件	107件

（表4）不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第14条第1号（開示請求者の生命、財産等に関する情報）に該当	0
第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当	69
第14条第3号（法人等に関する情報）に該当	0
第14条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	0
第14条第5号（事務・事業に関する情報）に該当	7
第14条第5号イ（国の安全等に関する情報）に該当	0
第14条第5号ロ（公共安全等に関する情報）に該当	0
第14条第5号ハ（監査、検査、試験等に関する情報）に該当	0
第14条第5号ニ（契約、交渉、争訟に関する情報）に該当	0
第14条第5号ホ（調査研究に関する情報）に該当	0
第14条第5号ヘ（人事管理に関する情報）に該当	0
第14条第5号ト（企業経営上に関する情報）に該当	0

また、19年度は情報漏洩防止の観点から、グループウェアを通じ、機構関係者に対して、USBメモリーの業務での使用方法、電子メール及びインターネットの利用方法、保有する個人情報の適正な利用に関する周知徹底を図った。

そのほか、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向け、個人情報保護対策を含む新JICAの情報セキュリティポリシーの作成準備を進めた。

2. 広報効果の向上に向けた取組

（1）国民の国際協力への理解の向上

国際協力や機構の活動に対する国民の理解を深め、その参加を促進するため、本部、国内機関等を通じて積極的な広報活動を行った。

毎年、外務省等と共催している「グローバル・フェスタ JAPAN」は、10月6日、7日の2日間、「家族と地球」をテーマに日比谷公園で開催され、79,300人が来場した（前年の来場者数は66,700人）。JICA事業を紹介するイベント、展示、青年海外協力隊などのボラ

ンティア募集や職員採用に関する質問を受け付ける「国際協力何でも相談会」を実施し、約500人の参加を得た。

国民にとってわかりやすい広報の観点から、専門家や青年海外協力隊員、シニア海外ボランティアといった開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事（「ヒューマンストーリー」）の発信が好評を得ていることから、引続き積極的に取り組んだ。

また、環境、保健、ジェンダー、アフリカ等国内外の話題に応じた年間広報テーマ及び広報素材として適切な専門家活動等を取り上げる年間広報計画を策定するとともに、広報誌、ホームページ、地球ひろばにおける企画、各国内機関への協力依頼等、横の連携を意識した広報に取り組んだ。

全国紙（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞等）に働きかけた結果、「ひと」、「顔」欄等に、カンボジアやアフガニスタンで活躍した地雷除去の専門家、パレスチナで母子手帳普及に取り組んだ専門家、アジア太平洋地域における障害者支援プロジェクトに派遣された知的障害をもつ短期専門家等が取り上げられ、困難な状況の中でも国際貢献に取り組む姿が伝えられた。

また、ホームページは、近年、広報及び情報提供の両面で「組織の顔」としての重要性が高まっており、内容面・視覚面・扱い易さといった点でさらなる改善、工夫を行った。例えば、「明日へのストーリー—JICAと関わる人々の物語—」と題したコーナーでは、写真や映像を充実させたことに加え、20年5月の第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の開催を意識して、アフリカに関係した学識経験者、タレント、漫画家、ジャーナリスト等各方面の識者へのインタビューを掲載した。国内機関のウェブページにも同名のコーナーを設置し、地元で国際協力に取り組む人々を紹介した。その結果、機構ホームページの19年度のアクセス数は18年度比13%増となり、特に「明日へのストーリー」については月平均14,000件のアクセスがあった。

月刊広報誌「monthly Jica」では、団塊の世代の新たな活躍の場として注目を集めているシニア海外ボランティアの特集（19年5月）や地球温暖化に関する特集（19年6月及び20年1月）のほか、「まちづくりと国際協力」特集（20年2月）で地域に根ざした特色ある国際貢献の事例を紹介するなど、日本国内の話題や関心に応える事業紹介・広報を行った。

このほか、国内広報における帰国ボランティアの活用についても、帰国受付時のアンケート等により本人の意向を確認した上で、JICA広報に協力可能な帰国ボランティアのデータベースを作成しており、各種取材依頼への対応に活用している。今後は、各地で活躍している帰国ボランティアの情報を国内機関を通じて入手し、当該情報を整理してデータベースの内容を充実させる。

（2）マスメディアとの連携強化

国際協力や機構の活動に対して、国民からの幅広い理解、支持を得ていく上で、テレビ、新聞等マスメディアの役割は極めて大きいとの認識から、マスメディアとの連携強化として取材協力と情報発信に積極的に取り組んだ。

新聞との連携では、緒方理事長が海外に出張した際は、出張の成果や機構の今後の取組の方向性などについて全国紙（朝日新聞、読売新聞等）の論説欄に寄稿するとともに、新JICA発足

1年前のタイミングに、日本経済新聞の「経済教室」欄に寄稿し、JICA事業及びODAの意義について現場の状況を踏まえたメッセージを発信した。

テレビとの連携として、NHK BSディベート「どうする日本のODA－政府開発援助のゆくえ」(19年6月)における理事長メッセージの発信、TBSブロードキャスター「アマゾン緊急報告－森林消失と大豆の関係」(19年10月)における取材協力などの結果、機構の事業関係者やプロジェクトなどが取り上げられた件数は19年度83件(17年度23件、18年度77件)と大きく増加した。

また、地方におけるマスメディアとの連携として、国内機関が企画して、開発途上国の活動現場の視察のため、地元の新聞及びテレビの記者を派遣した(22件)。地元出身の青年海外協力隊員及びシニア海外ボランティアの活動現場を取材してもらい、その結果は地元紙に特集や連載記事として多数掲載され、地域の人々にとってより身近な形で、国際協力に対する理解促進が図られた。

【マスメディアと連携した事例】

〈インドネシア・マングローブ情報センター計画プロジェクト〉

機構では、以前から気候変動に関心を持つ国内の記者に関連案件全般の情報提供を行ってきたが、19年12月にインドネシア・バリで開催された国連気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)に際し、取材で来訪した記者に対して在外事務所の担当者から、会議出席者向けに企画した「マングローブ情報センター計画プロジェクト」視察ツアーへの参加を勧奨した。

インドネシアには地球上のマングローブの25%(約450万ヘクタール)が存在し、二酸化炭素の吸収・固定源、防波堤や防風林としての防災機能への期待も高い。機構はマングローブ保全の取組を15年来支援し、これまで3,000ヘクタール以上の復元に協力してきている。

「東京新聞」は19年12月5日夕刊1面「林復元に挑む、インドネシアでJICA」との見出しで、「同国の林200万ヘクタールを復活させれば吸収量は概算で日本の温室効果ガス排出量の7%にあたり、それだけで京都議定書での削減義務6%を上回る可能性があるという」と掲載。また、産経新聞は12月9日「マングローブ保全と衛星監視、日本の活動に注目」を掲載するなど、インパクトのある報道がなされた。

(3) 在外広報の強化

海外においては、在外事務所が中心となり、各国の事業について、プレスリリース、現地報道関係者による取材ツアー、ニュースレターやパンフレットの作成、ウェブページへの掲載、セミナーやパネル展などのイベント等を行っている。

【在外事務所が現地のテレビと連携した事例】

〈セネガル〉

青年海外協力隊員が保健衛生、教育、栄養、HIV/AIDSに関する啓発活動を3～5

分のテレビ番組として制作し、12月のボランティア週間に国営放送で5回放映された。これは、機構の事務所員がシナリオを作成し、隊員と現地の村の住民が現地語で寸劇を行ったもので、現地国民に機構のボランティア活動の意義を伝えるとともに、隊員や機構への親近感を与えることができた。

〈ガーナ〉

本邦に招聘した現地記者に帰国後、青年海外協力隊員の活動やプロジェクトを視察してもらい、同記者が「あなたのそばにもJOCV」と題する短いドキュメンタリー番組を制作した（8回放映）。BGMには隊員とその教え子が作詞作曲した協力隊派遣30周年記念ソングを使用し、シンプルでわかりやすく活動を伝えた。視聴した村人から隊員が声をかけられるなどの好意的な反応が多くみられた。

〈ベトナム〉

博士号をもつ機構の事務所の現地職員がテレビのトークショーに出演し、機構が実施する「ハノイ交通安全人材育成プロジェクト」のビデオを放映するとともに、ハノイの交通混雑の状況や交通マナー改善の必要性について説明し、機構が同国の都市交通安全問題に積極的に貢献していることを紹介した。

在外事務所の広報体制強化として、海外広報アドバイザーをヨルダン（19年4月）、東ティモール（19年9月）、ガーナ（20年2月）に派遣し、周辺国の事務所員等を対象とする広報セミナーを開催した。その際、現地の報道関係者との意見交換を行い、連携強化を図った。

さらに、JICA事業に対する現地国民からの理解ひいては対日理解を深めることを目指した海外広報活動の一環として、引続き開発途上国からのマスメディア招聘を実施した。

【開発途上国からのマスメディア招聘の事例】

〈アフリカ諸国からのマスメディア招聘〉

19年度は第4回アフリカ開発会議（TICADIV）に向けた広報の一環として、セネガル、ニジェール、ザンビア、ルワンダなどアフリカ12カ国からマスコミ関係者23人を受け入れた。

外務省及び機構からTICADIVの意義や日本政府によるアフリカ支援の取組について紹介するとともに、アフリカ諸国の教育関係者を対象とする技術研修コース（「中等教育開発研修」）や青年海外協力隊訓練所（二本松及び駒ヶ根）の視察、広島平和記念資料館、京都、NHK等への訪問・取材を行った。

参加者からは、TICADIVの説明を受け日本の真剣な取り組みを理解した。」「JICA研修コースと日本の教育施設・教師の質が印象的。国の発展に教育が不可欠であることを認識した。」「技術力の高さに驚き、日本からの技術移転が必要。」「日本人の忍耐強さ、時間の正確さに驚いた。」といった声があがった。とりわけ広島訪問には強い印象を受けた模様であり、「原爆の悲惨さとともに、第2次世界大戦後の復興を日本が人的資源のみでどのように達成したのか知ることができたのはすばらしい機会だった」との感想が聞かれた。

帰国後は現地メディアで、T I C A D I Vに向けた日本のアフリカ支援の姿勢や、J I C A事業、戦後日本の復興の歴史、伝統文化等も含め、日本での取材成果が幅広く紹介された。